

## 利用者負担額（保育料）について

### 利用者負担額（保育料）の決定

○利用者負担額（保育料）は、原則として生計を一にしている父母の市民税額の合計を利用者負担額（保育料）及び副食費免除対照表に当てはめて決定します（公立・私立問わず同じ額です）。

※入園後は通園の有無にかかわらず、退所届を提出するまで全額納付する義務があります。

※利用者負担額（保育料）は当該年度の初日の児童の年齢で決定します。

また、年度の途中で入園した場合も、当該年度の初日の児童の年齢で決定するものとします。

○利用者負担額決定の基礎となる市民税額は、住宅借入金等特別控除（断熱改修増改築を含む）、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄付金控除等の適用を受ける前の額です。

※保護者が日本国外で所得を得ている場合には、その所得等に関する資料（日本語訳付）を提出してください。

※利用者負担額（保育料）の算定資料が未提出の場合や、市民税の申告が未申告の場合（確定申告をしている方を除く）は、正しい算定ができないため、最高階層（最高額）で決定します。

○祖父母等が同居している場合（住民票上世帯が別の場合も含む）で、父母の収入合計額（ひとり親世帯の場合は父又は母の収入額）が下記の基準額に満たない場合、父母の収入合計額を超える収入を有する祖父母等のうち最多収入者（＝家計の主宰者）の市民税額も含めて計算します。その際、税資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【 基準額 】

| 18歳未満の児童数                    | 収入合計額 |
|------------------------------|-------|
| 1人                           | 110万円 |
| 2人                           | 140万円 |
| 3人を超える場合は、児童1人につき30万円ずつ上記に加算 |       |

※基準額について、4月～8月においては前々年、9月～翌年3月においては前年の収入で判定します。

○決定時期は、毎年、4月と9月の2回です。

利用時期により、利用者負担額（保育料）の算定に使用する市民税の年度が異なります。

○ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯等の場合、利用者負担額（保育料）が減額となる場合がありますので、こども家庭課までご相談ください。



## 幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、次に掲げる子どもの利用者負担額（保育料）が無償化されました。ただし、給食費（主食費・副食費）、行事費、通園送迎費など、施設の利用において通常必要とされる経費については、引き続き保護者の負担となります。

○ 0～2 歳児クラスの市民税非課税世帯の子ども

○ 3～5 歳児クラスの全ての子ども

※「〇歳児」とは、「その年度の 4 月 1 日の時点で〇歳の子ども」という意味です。

年度途中で 3 歳の誕生日を迎えてもその年度中は無償化の対象にはなりません。

※延長保育、病児保育の利用料は無償化の対象外です。（預かり保育は無償化の対象です。）

## 給食費の取扱い

○「幼児教育・保育の無償化について」に記載しているとおり、給食費（主食費・副食費）は保護者の負担となります。ただし、以下の場合には、副食費が免除されます。

・低所得者世帯の子ども

→P5・6（ひとり親世帯等の場合は P7、1 号認定の場合は P7）の表をご確認ください。

・全ての世帯において、小学校就学前の児童で年齢の高い順から数えて第 3 子以降の子ども  
（1 号認定は、小学校 3 年生までの児童で年齢の高い順から数えて第 3 子以降の子ども）

※副食費免除対象となる方については、市から園を通じてお知らせします。

（世帯構成や市民税情報をもとに、市が判定します）

※主食費については、公立園は持参、私立園は所定の主食費を支払っていただきます。

※副食費には、おかず代のほか、おやつ、牛乳、お茶代が含まれます。

## 【支払額】

| 運営 | 主食費／副食費 | 月額         |                         |
|----|---------|------------|-------------------------|
| 私立 | 主食費     | 施設へご確認ください |                         |
|    | 副食費     |            |                         |
| 公立 | 主食費     | 持参         |                         |
|    | 副食費     | 1 号認定      | 2,600 円<br>(4 月・8 月を除く) |
|    |         | 2 号認定      | 4,500 円                 |

## 利用者負担額（保育料）または副食費の徴収についての変更

○結婚や離婚等による保護者の変更や世帯構成員の変更、修正申告等による市民税額等の変更があった場合、利用者負担額（保育料）または副食費の徴収について変更となる可能性があります。速やかにこども家庭課へ届け出てください。

※変更となる場合、事由が発生した翌月分から反映します。

※市民税の税額調査や修正申告等に基づく税額の変更があった場合、届出の有無にかかわらず、当該年度の利用者負担額（保育料）または副食費の徴収について変更します。

**※税額調査等による利用者負担額（保育料）または副食費の徴収についての変更は、当該教育・保育年度分のみです（過年度の利用者負担額（保育料）または副食費には影響しません）。**

## 利用者負担額（保育料）及び給食費の納期限

利用者負担額（保育料）及び給食費の納期限は **毎月末日（12月25日）** です。

※その日が土・日・祝日等の場合はこれらの日の翌日です。必ず納期限内に納めてください。

## その他の費用

○所定の時間を超えて施設を利用した場合、預かり保育料（1号認定）、延長保育料（2号・3号認定）が必要です。また実費として、教材費、用品代、保護者会費等の諸経費が必要な場合があります。（詳細については、各利用施設にご確認ください。）

## 利用者負担額（保育料）及び給食費の納付方法

○利用者負担額（保育料）及び給食費の納付方法は、利用している施設ごとに異なりますので、ご注意ください。

| 利用施設     | 運営 | 納付先    | 納付方法       |
|----------|----|--------|------------|
| 保育園      | 私立 | 保育料：市  | 口座振替       |
|          |    | 給食費：施設 | 施設へご確認ください |
|          | 公立 | 保育料：市  | 口座振替       |
|          |    | 給食費：市  | 口座振替       |
| 認定こども園   | 私立 | 保育料：施設 | 施設へご確認ください |
|          |    | 給食費：施設 | 施設へご確認ください |
|          | 公立 | 保育料：市  | 口座振替       |
|          |    | 給食費：市  | 口座振替       |
| 小規模保育事業所 | 私立 | 保育料：施設 | 施設へご確認ください |

○口座振替による納付の場合、取扱金融機関は次のとおりです。

- ・中国銀行          ・備前日生信用金庫
- ・岡山市農協（牛窓支所、邑久支所、裳掛支所、長船支所のみ）
- ・ゆうちょ銀行

○内定者へは『瀬戸内市利用者負担額（保育料・給食費）口座振替納入依頼書』を送付いたしますので、記入・押印のうえ、**金融機関窓口へ直接ご提出ください。**

○口座振替での引き落としができなかった場合は、市から納付書を送付しますので、期限内に納付してください。近年、利用者負担額（保育料）の滞納が多いため、口座振替で3カ月以上滞納があった場合には口座振替を停止し、納付書での支払いをお願いしています。

## 納付義務及び滞納処分等について

○納付義務者は「教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書」の「申請者（保護者）」です。

○期限までに納付がない場合、改めて、期限を指定して督促を行います（督促状を発送した場合、**督促手数料（100円）**及び**延滞金**が加算されます）。

○督促状で指定する期限までに納付がない場合は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に基づき、地方税の例により、**滞納処分**（財産の差し押さえ等）の対象になります。

○**利用者負担額（保育料）の滞納が度重なり、退園していただく場合があります。**

#### 利用者負担額（保育料）の減免について

以下の（１）、（２）の事由に該当する場合、利用者負担額（保育料）が減免されます。

減免は、入園申込関係書類・減免申請書などをもとに判断します。世帯の状況によっては、申請書を提出しなくてよい場合がありますので、事前にこども家庭課へご相談ください。

※多子減免における「半額」とは、対象児童の利用者負担額（保育料）を半額にするものです。  
（兄弟の利用者負担額の半額ではありません。）

#### （１）多子世帯及びひとり親世帯等

入園児童の兄弟姉妹が、２人以上同時に保育施設等（下記の施設）に在籍（または利用）している場合は、**小学校就学前の児童で**年齢の高い順から数えて、第２子の利用者負担額（保育料）は半額、第３子以降の利用者負担額（保育料）は無料となります。

保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育所、特別支援学校幼稚部、  
児童心理治療施設通所部に在籍または、児童発達支援及び医療型児童発達支援

ただし、次の①～④に該当する場合は、上記と異なります。

※階層については P5・6（ひとり親世帯等の場合は P7）の表をご確認ください。

#### ① 保護者等の市民税が非課税（第 2 階層）の世帯の場合

幼児教育・保育の無償化に伴い、全ての子ども利用者の利用者負担額（保育料）が無料となります。

#### ② 保護者等の市民税所得割額が 57,700 円未満（第 3 ～第 6-1 階層以下）の世帯の場合

**第 1 子の年齢に関係なく**、保護者と生計を一にする<sup>(※)</sup>子どもを数えて、第 2 子の利用者負担額が半額、第 3 子以降の利用者負担額が無料となります。

#### ③ ひとり親世帯等<sup>(※)</sup>で、保護者等の市民税所得割額が 77,101 円未満（第 8-1 階層以下）の世帯の場合

- 1) 市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯は、第 1 子の利用者負担額が 1/4 程度に減額されます。
- 2) 市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯は、第 1 子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする子どもを数えて、第 2 子以降の利用者負担額が無料となります。

※ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯のことをいいます。

- ・ひとり親世帯
- ・在宅障がい児（者）のいる世帯のうち次に掲げる児（者）を有する世帯
  - 身体障害者手帳の交付を受けた者
  - 療育手帳の交付を受けた者
  - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - 特別児童扶養手当の支給対象児
  - 国民年金の障害基礎年金等の受給者

④ 第3子以降となる0歳～2歳児の場合

**第1子の年齢に関係なく**、保護者と生計を一にする子どもを数えて、第3子以降となる0歳～2歳児の利用者負担額は無料となります。

(2) その他の事由

生計中心者の失業、世帯のり災、疾病等により収入が著しく減少したため、利用者負担額を納付することが困難な場合は、分割納付や減免となる場合があります。こども家庭課へご相談ください。

令和7年度 保育認定（2号・3号認定）

利用者負担額（保育料）及び副食費免除対象表【予定】

(単位：円)

| 各月初日の入所児童の属する<br>世帯の階層区分 |                                                                                                      |                          | 利用者負担額（月<br>額） |        | 副食費   |     |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------|--------|-------|-----|
| 階層<br>区分                 | 定 義                                                                                                  |                          | 3歳未満児          |        | 3歳以上児 |     |
|                          |                                                                                                      |                          | 標準時間           | 短時間    | 標準時間  | 短時間 |
| 第1                       | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 |                          | 0              | 0      | 免除    | 免除  |
| 第2                       | 第1階層を除き、前年度分（9月以降は当年度分）の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯                                                         | 市民税非課税世帯                 | 0              | 0      |       |     |
| 第3                       |                                                                                                      | 均等割のみの世帯                 | 9,500          | 9,300  |       |     |
| 第4                       |                                                                                                      | 所得割の額が<br>10,000円未満      | 15,000         | 14,700 |       |     |
| 第5                       |                                                                                                      | 10,000円以上<br>48,600円未満   | 17,000         | 16,700 |       |     |
| 第6-1                     |                                                                                                      | 48,600円以上<br>57,700円未満   | 20,000         | 19,600 |       |     |
| 第6-2                     |                                                                                                      | 57,700円以上<br>62,000円未満   | 20,000         | 19,600 | 有料    | 有料  |
| 第7                       |                                                                                                      | 62,000円以上<br>74,000円未満   | 22,000         | 21,600 |       |     |
| 第8-1                     |                                                                                                      | 74,000円以上<br>77,101円未満   | 24,000         | 23,500 |       |     |
| 第8-2                     |                                                                                                      | 77,101円以上<br>86,000円未満   | 24,000         | 23,500 |       |     |
| 第9                       |                                                                                                      | 86,000円以上<br>98,000円未満   | 26,000         | 25,500 |       |     |
| 第10                      |                                                                                                      | 98,000円以上<br>116,000円未満  | 28,000         | 27,500 |       |     |
| 第11                      |                                                                                                      | 116,000円以上<br>135,000円未満 | 30,000         | 29,400 |       |     |

|      |                            |        |        |  |
|------|----------------------------|--------|--------|--|
| 第 12 | 135,000 円以上<br>153,000 円未満 | 33,000 | 32,400 |  |
| 第 13 | 153,000 円以上<br>188,000 円未満 | 36,000 | 35,300 |  |
| 第 14 | 188,000 円以上<br>214,000 円未満 | 39,000 | 38,300 |  |
| 第 15 | 214,000 円以上<br>256,000 円未満 | 42,000 | 41,200 |  |
| 第 16 | 256,000 円以上<br>304,000 円未満 | 45,000 | 44,200 |  |
| 第 17 | 304,000 円以上                | 48,000 | 47,100 |  |

※3 歳以上児は令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額（保育料）は無償です。

※3 歳未満児の副食費は、利用者負担額（保育料）に含まれています。

- 1 表において「均等割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別控除（断熱改修増改築を含む）、認定長期優良住宅新築等特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、地方公共団体等への寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除等の適用を受ける前の額とする。）をいいます。

なお、同法第 323 条に規定する市民税の減税があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とします。

- 2 児童の属する世帯が次の（１）～（３）に掲げる世帯の場合で、「ひとり親世帯等の利用者負担額（保育料）表」に掲げる階層に認定された場合は、同表に掲げる額とします。

（１）「ひとり親世帯」

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

（２）「在宅障がい児(者)のいる世帯」

次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。

- ①身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ②療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
- ⑤国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（３）「その他の世帯」

保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると福祉事務所長が認めた世帯

## ひとり親世帯等の利用者負担額（保育料）及び副食費免除対象表【予定】

（単位：円）

| 各月初日の入所児童の属する<br>世帯の階層区分 |                                                                     |                          | 利用者負担額（月<br>額） |       | 副食費    |     |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------|-------|--------|-----|
| 階層<br>区分                 | 定 義                                                                 |                          | 3 歳未満児         |       | 3 歳以上児 |     |
|                          |                                                                     |                          | 標準時間           | 短時間   | 標準時間   | 短時間 |
| 第 2                      | 第 1 階層を除き、前<br>年度分（9 月以降は<br>当年度分）の市民税<br>の額の区分が次の<br>区分に該当する世<br>帯 | 市民税非課税世帯                 | 0              | 0     | 免除     | 免除  |
| 第 3                      |                                                                     | 均等割のみの世帯                 | 1,900          | 1,800 |        |     |
| 第 4                      |                                                                     | 所得割の額が<br>10,000 円未満     | 3,300          | 3,200 |        |     |
| 第 5                      |                                                                     | 10,000 円以上<br>48,600 円未満 | 3,800          | 3,700 |        |     |
| 第 6-1                    |                                                                     | 48,600 円以上<br>57,700 円未満 | 4,800          | 4,700 |        |     |
| 第 6-2                    |                                                                     | 57,700 円以上<br>62,000 円未満 | 4,800          | 4,700 |        |     |
| 第 7                      |                                                                     | 62,000 円以上<br>74,000 円未満 | 5,400          | 5,300 |        |     |
| 第 8-1                    |                                                                     | 74,000 円以上<br>77,101 円未満 | 6,000          | 5,800 |        |     |
| 第 8-2 階層以降は P22 の表を参照    |                                                                     |                          |                |       |        |     |

## 教育認定（1 号認定）副食費免除対象表【予定】

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                                                                                                           |                       | 副食費 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----|
| 階層区分                 | 定 義                                                                                                       |                       |     |
| 第 1                  | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯(単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 |                       | 免除  |
| 第 2                  | 第 1 階層を除き、前年度分（9 月以降は当年度分）の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯                                                           | 市民税が<br>非課税又は均等割のみの世帯 |     |
| 第 3                  |                                                                                                           | 所得割の額が<br>77,101 円未満  |     |
| 第 4                  |                                                                                                           | 77,101 円以上            | 有料  |